

基安労発 0805 第 3 号
令和 8 年 8 月 5 日

公益社団法人
全国労働衛生団体連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

自動車運送事業者を対象としたドライバーのスクリーニング検査に係る
費用の助成制度の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度、国土交通省において、自動車運送業の労働者の健康起因事故防止を推進するための取組に対する支援のため、令和 8 年度「被害者保護増進等事業費補助金」(※)において、脳MR I 検診等に係る費用の補助が開始されました。厚生労働省としても、労働者の交通安全確保の観点から、当該制度をご活用いただき、事業場において脳MR I 検診等を実施いただくことが望ましいと考えております。

貴会におかれましても、制度の周知及び利用促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該助成制度の申請受付期間は、令和 9 年 1 月 29 日（金）17 時までとなっておりますので、併せてご留意ください。

※令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページ

<https://hogo-zoushin.jp/>

<参考>

- ・「令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金 自動車運送事業者の安全対策補助金」(リーフレット)
- ・「ドライバーのスクリーニング検査の支援を開始します」(リーフレット)